Ver1.4

中小企業成長加速化補助金

よくあるご質問

令和７年４月１１日

中小企業成長加速化補助金事務局

※　詳細は１００億企業成長ポータル（https://growth-100-oku.smrj.go.jp）に掲載している公募要領をご覧ください。

Q1.　2次公募の予定はありますか。

A1.　1次公募の終了後に2次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

Q2.　当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人ですが、補助対象者の「中小企業者」の要件に該当しますか。

A2.　本事業では、中小企業等経営強化法上における「中小企業者」を補助対象者としておりますので、対象となります。

Q3.　同じ事業者が複数回応募することは可能でしょうか。

A3.　同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は１件までです。なお、１次公募で不採択となった場合、２次以降の公募に申請することは可能です。ただし、１次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、２次以降の公募でさらに採択を受けることはできません。

Q4.　補助事業の内容に制限はありますか。

A4.　補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど１次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、１次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が２次・３次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。その他、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。

Q5.　採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。

A5.　交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q6.　設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。

A6.　装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

Q7.　補助金の概算払いは可能ですか。

A7.　原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に応じて概算払いをすることは可能です。ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、概算払いを前提とした投資計画を立てることは認められません。

Q8.　審査はどのように行われるのでしょうか。

A8.　申請のあった事業計画に基づく１次審査を行い、通過した場合は、２次審査としてプレゼンテーション審査を行います。具体的には、１次審査では、形式要件の適格性の確認及び計画の効果・実現可能性等について定量面の書面審査を行います。２次審査では、経営者によるプレゼンテーションに基づき、外部有識者（利害関係者を除く）との質疑応答を通じて、計画の効果・実現可能性等について定性面も含めた審査を行います。

Q9.　スタートアップ企業や上場企業も対象でしょうか。

A9.　スタートアップや上場・非上場を問わず「売上高100億円を目指す中小企業(売上高が10億円以上100億円未満)」であることや賃上げ等の要件を満たす場合は対象となります。

Q10.　当社の売上高は例年12～13億円程度ですが、世界情勢による市況の急変や取引先が災害に巻き込まれたことなどにより一時的に9億円に下落しました。この場合、「売上高10億円以上」との関係はどのようになりますか。

A10.　直近決算期の売上高、又は直近3期分の売上高の平均値で判断させて頂きます。

Q11.　当社は5年前に一度売上高120億を記録しましたが、その後は70億円程度です。この場合、上限の「売上高100億円未満」との関係はどのようになりますか。

A11.　直近決算期の売上高、又は直近3期分の売上高の平均値で判断させて頂きます。

Q12.　売上高成長率や売上高投資比率、賃上げなどで要求される水準はどの程度でしょうか。

A12.　審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を採択させていただきます。従って、相対的な評価となります。後日、採択結果における平均的な水準等をお示しさせていただきますが、参考として「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の過去の採択結果をご参照ください。
※URLリンク：https://seichotoushi-hojo.jp/assets/pdf/information/20250122.pdf

Q13.　採択後、交付決定までの間に、改めて発注先への相見積もりの取得が必要でしょうか。

A13　応募の段階で、あらかじめ複数者から相見積を取得いただくことで、採択後、仕様等に特段の変更がなく、交付申請時点において見積書の期限が有効である場合には、改めて相見積を取得していただく必要はありません。これにより円滑に交付申請を実施していただくことが可能となります。

Q14. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。

A14. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後３年間の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」又は「従業員及び役員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」が、申請時に掲げた目標以上であるかどうかで確認します。
年平均上昇率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する１・２事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）　」又は「従業員及び役員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）　」と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均上昇率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

Q15. 各地域で案件が採択されるよう配慮はされますか。

A15. 地域に波及力ある成長企業を創出していく観点から経済指標等を踏まえた配慮を行います。

Q16. 足下の売上高が70億円程度であるなど既に100億円に近い企業が有利なのでしょうか（売上高20億円程度の場合は不利なのでしょうか）。

A16. 審査で特に重視されるのは、足下の売上高の多寡に関わらず、補助事業期間を含む今後5年程度の期間において、自社の成長余力、変化余力を最大限伸張した場合の売上高成長率や賃上げなどの各目標が設定され、これを具体化するための論理的かつ実現可能な事業戦略が構築されているかという点となります。従って、足下の売上高について、例えば20億円と70億円の企業がある場合、既に100億円に近い70億円の方が有利ということにはなりません。

Q17. 「パートナーシップ構築宣言」を取得していることや、「地域未来牽引企業」であることが必須なのでしょうか。

A17. 波及効果は、様々な観点から総合的な評価を行います。その中で、例えば、「パートナーシップ構築宣言」については、下請取引先等に対して適切な取引姿勢で対応しているか、「地域未来牽引企業」については、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか、といった点を評価するにあたっての一つの参考材料（加点要素）となります。したがって、必須とはなりません。それ以外にも審査基準の「波及効果」にお示しする様々な観点から、総合的な評価をさせて頂きます。

Q18. 当社は売上拡大のため海外事業に注力していますが、海外事業への補助は可能でしょうか。

A18. 海外拠点に対して補助を行うことはできません。

Q19.　コンソーシアムを組んで申請をすることはできますか。その場合、売上高や賃上げの考え方はどのようになりますか。

A19.　「100億宣言」を実施いただく企業間でコンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。（図参照）

Q20.　100億宣言を実施している企業グループ全体としてコンソーシアムを組んで申請はできますか。

A20.　「100億宣言」を実施いただく企業グループの全体として、コンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。　（図参照）

Q21.　100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを形成して申請することはできますか。

A21.　原則としては「100億宣言」を実施いただく企業グループ全体としての申請となりますが、特段の事情がある場合には、当該企業グループの一部でコンソーシアムを形成していただくことも可能です。その場合、100億宣言のグループ全体と、補助金のコンソーシアムの資本関係等を示した資料をご提出いただき、連携・構成の意義、目的、相乗効果など審査をさせていただく形となります。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。　（図参照）

Q22.　企業グループのうち、補助事業実施会社とホールディング会社は一体不可分であり、共同申請をすることはできますか。

A22.　上述（A21.）のとおり、「100億宣言」を実施いただく企業グループの全体または一部としてコンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、補助事業実施会社及びホールディング企業の賃上げや売上高成長率等が評価の対象となります。　（図参照）

Q23.　100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを組んで申請する場合、売上高成長率や付加価値増加率、売上高投資比率、賃上げ等の計算は、企業グループ全体か、コンソーシアムの部分のみとなりますか。

A23.　補助金審査においては、補助金申請のコンソーシアムにおける売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率、賃上げ等の合計値を評価することとなり、100億宣言を実施する企業グループ全体としての数値は審査の対象とはなりません。なお、100億宣言を実施する企業グループ全体としての売上高成長率等を参考として記載することを妨げるものではありません。　（図参照）

Q19：100億宣言を実施した企業間でコンソーシアムを形成する場合。

（例）販路やブランドに強みがある企業が、特殊技術に強みを持つ企業と連携する場合

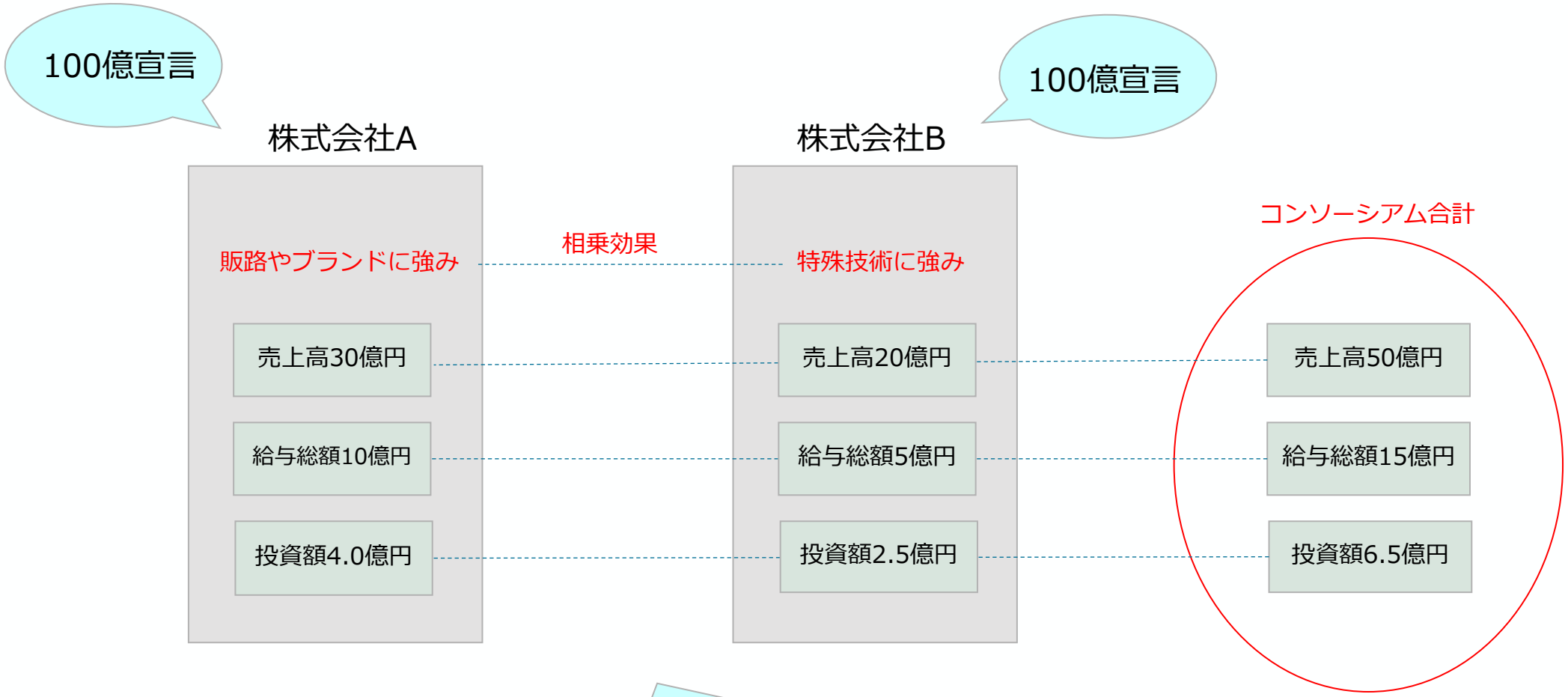

コンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。

Q20：100億宣言を実施している企業グループ全体としてコンソーシアムを形成する場合。

（例）ホールディング会社の下、設備投資機能、生産企画機能、生産機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等）

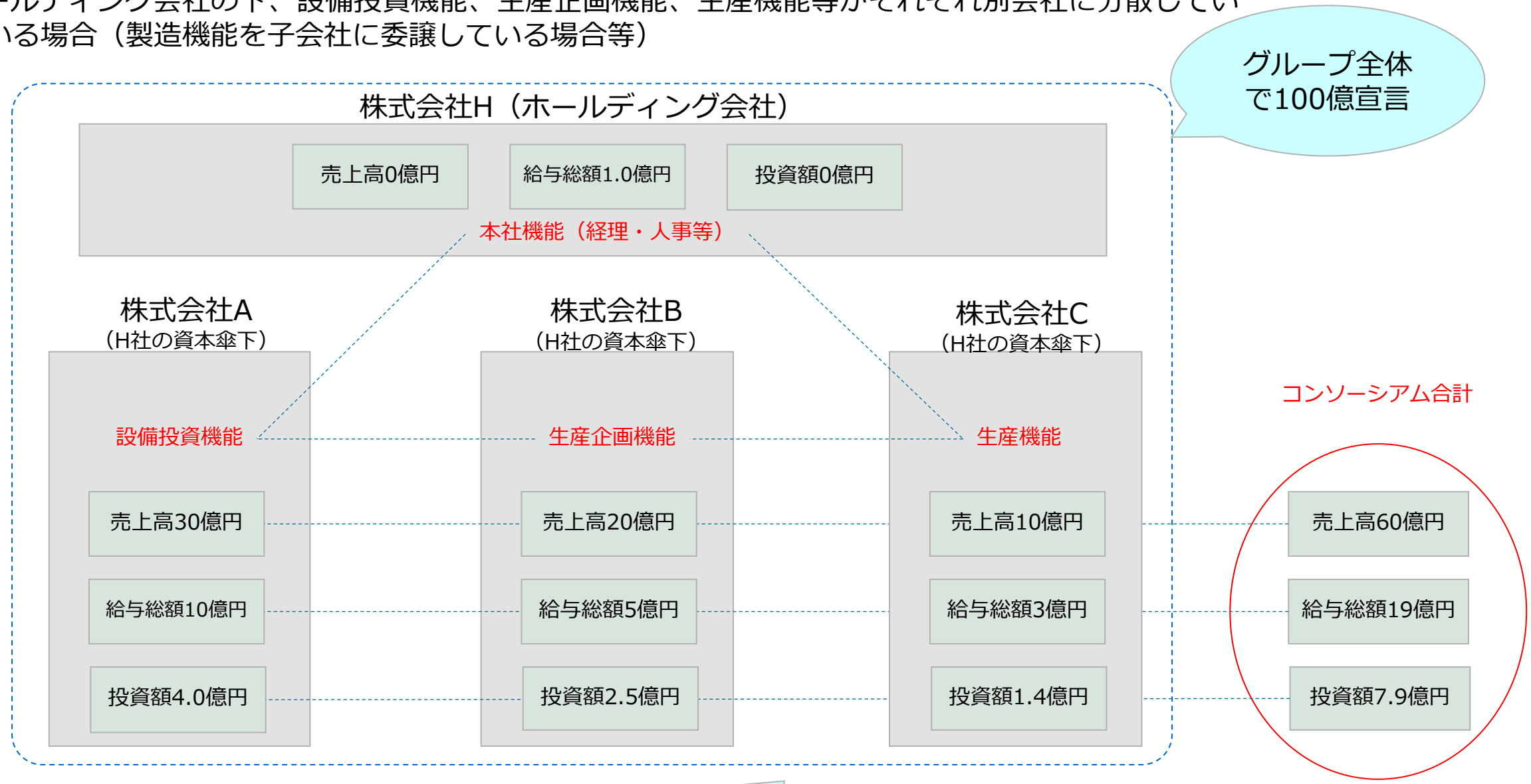

補助金申請のコンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。

Q21,22,23：100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを形成する場合。

（例）企業グループ（４社）として経営多角化を進めているが、今回の成長投資に係る事業を実施するのは、このうち本社機能を有するホールディング会社と、生産機能を有する事業会社及びその関連会社の３社（C社以外のH社,A社,B社）となる場合。

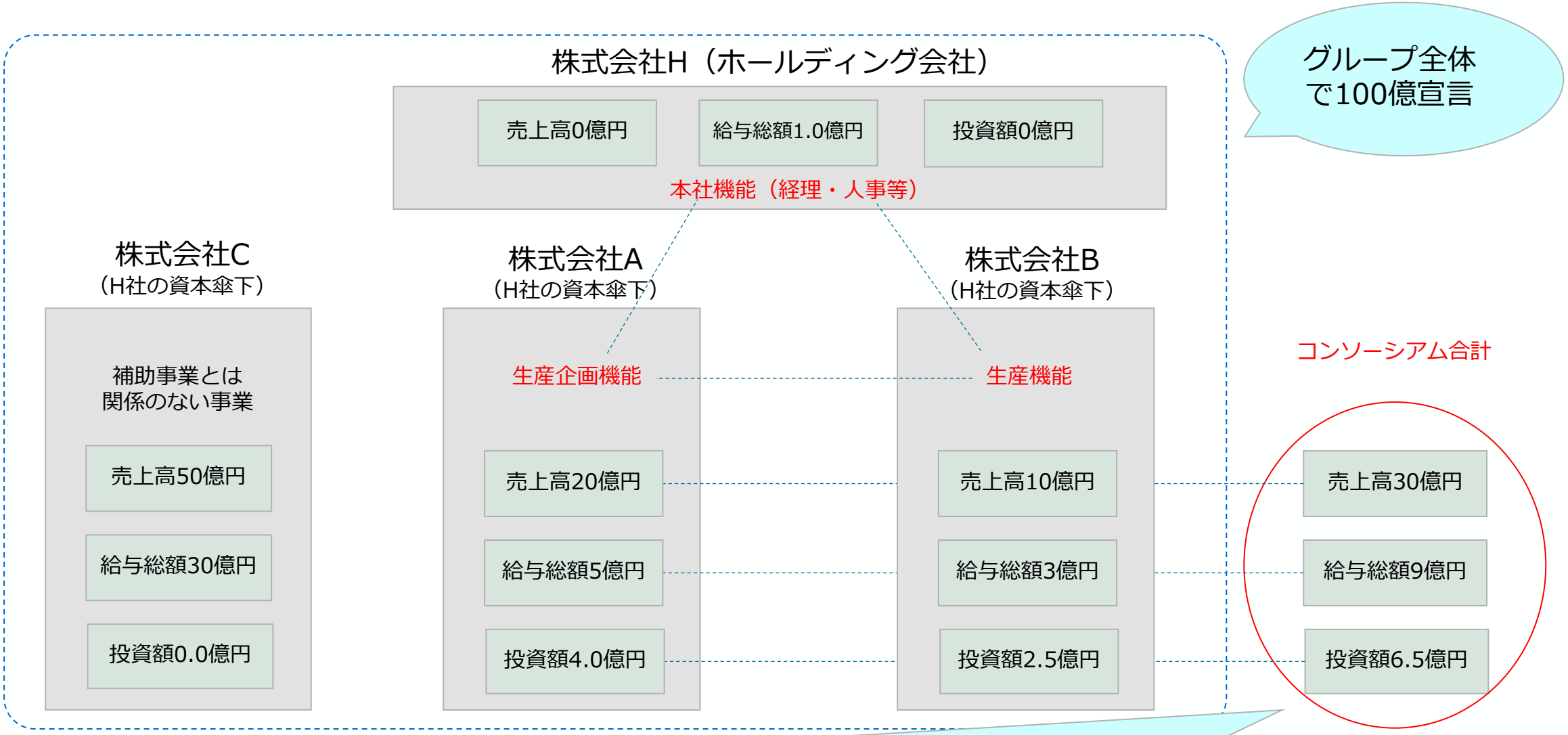

・100億宣言を実施するグループと、補助金のコンソーシアムを形成する範囲が異なる場合には、100億宣言のグループ全体と、このうち本補助金のコンソーシアムの資本関係等を示した資料をご提出いただき、連携・構成の意義、目的、相乗効果など審査をさせていただく形となります。
・この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（100億宣言を実施する企業グループ全体としての売上高成長率等の数値は補助金審査の対象とはなりません。）

(定義、対象等)

Q24.　100億宣言と中小企業成長加速化補助金では、「中小企業者」の定義が異なりますが、違いはありますか。

Ａ24．いずれの場合でも「会社」である場合には対象となり、製造業、サービス業、卸売業、旅館業といった業種に基づき、資本金や従業員数により判定されることとなります。また、個人事業主や事業協同組合である場合などには法律により違いが生じますので、事務局にご相談ください。

Q25．中小企業者の定義について、「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」の両方を満たす必要がありますか。

Ａ25．「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかの条件を満たしている場合、中小企業者に該当します。

Q26.　複数の事業を取り組んでいる場合、中小企業者の定義における「業種」はどのように判定すれば良いでしょうか。

Ａ26．直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する「事業」でご判断ください。

Q27.　国が行う他の補助金との併用は可能でしょうか。

Ａ27．国（独立行政法人等を含む）が支出する過去又は現在の他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と同一又は類似内容の事業に対して、重複して補助金を受けることはできません。

Q28.　異なる事業を行う場合であれば、国が行う他の補助金との併用は可能でしょうか。

Ａ28．テーマや事業内容から判断し、重複を含む事業となっていない場合には可能です。

Q29.　補助事業での収益は国庫への納付(収益納付)が必要でしょうか。

Ａ29．賃上げや成長投資の加速化という政策目的を踏まえ、本補助金は収益納付の対象外となります。

Q30.　医療法人や社会福祉法人は対象でしょうか。

Ａ30．医療法人や社会福祉法人は、補助金の中小企業者の定義に該当しないため対象外となります。

(従業員・賃上げ関係)

Q31.　中小企業者の定義における「常時使用する従業員の数」の範囲を教えてください。パート・アルバイトは含まれますか。

Ａ31．従業員の定義については、常時使用する従業員(労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」)が対象です。すなわち、正社員、パート・アルバイト等を含む雇用されている従業員が対象となります。

Q32.　出向者や派遣社員は「常時使用する従業員の数」に含まれますか。

Ａ32．上記Q31のとおり、正社員、パート・アルバイト等を含む雇用されている従業員が対象となり、賃金の支払いが生じない出向者（出向元が賃金を払っている場合）、派遣社員は基本的には含まれません。

Q33.　「1人当たり給与支給総額」の従業員数を計算する際、パート・アルバイトの取扱いはどのようになりますか。

Ａ33．１日の所定労働時間が正社員・正職員より短い者、または、１日の所定労働時間が正社員・正職員と同じで１週の所定労働日数が正社員・正職員より少ない者については、１週間の就業時間を合計し、それを正社員・正職員１人の１週間の就業時間で割ることで、就業時間換算の従業員数を算出します。ここで対象となる従業員の定義など、詳細は様式２に記載のある「記入要領」のシートを御確認ください。

Q34.　基準年度や最終年度で途中入・退社、育児休暇、定年などの事由が発生した場合の計算方法はどのようになりますか。

Ａ34．途中入社・退社、育児休暇、定年などの事由に関わらず、基準年度や最終年度時点での給与、従業員数の数値を基準に計算していただく形となります。

Q35.　複数の都道府県で補助事業を実施する場合、賃上げ要件における「最低賃金の年平均上昇率」の基準率はどのようになりますか。

Ａ35．基準率は、「主たる事業実施場所(補助対象の投資額が最も大きい事業所)」が所在する都道府県の基準率を参照してください。

Q36.　賃上げ対象の従業員は補助事業実施の部門・部署単位となりますか。

Ａ36．賃上げ対象の従業員は全従業員になります。なお、コンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成企業の全従業員になります。

Q37.　賃上げ要件に関する基準(補助金の返還有無)はどのようになりますか。また、賃上げ要件未達の場合はどのようになりますか。

Ａ37．補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」又は「従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」が、申請時に掲げた目標以上であるかどうかで確認します。年平均上昇率の目標を達成できなかった(賃上げ要件未達)場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます。

(建物等)

Q38.　建物を建設する場合、土地造成費用や設計費も対象でしょうか。

Ａ38．建物（減価償却資産）として計上可能な場合、対象となります。

Q39.　建物の立替えは対象でしょうか。また、対象となる場合、既存建物の解体費も対象でしょうか。

Ａ39．新しい建物の建物費は対象となります。撤去・解体費用は対象とはなりません。

Q40.　中古建物の購入は対象でしょうか。その場合の相見積書は必要でしょうか。

Ａ40．中古物件の購入も対象となります。なお、中古建物の取得時には、交付申請時に、見積書に加えて事業選定理由書の提出が必要となります。

Q41.　既存建物の天井・床・壁の改修・補修資金は対象でしょうか。

Ａ41．補助事業のために使用される建築の増築、改築に該当する場合には対象となります。

Q42.　交付決定前に、建築確認申請の手続をすることは「事前着手」に該当しますか。

Ａ42．建築確認申請を行う行為自体は「事前着手」には該当しません。

Q43.　補助事業で建物を建設する場合、補助金申請前に建築用地の契約や取得をすることは可能でしょうか。

Ａ43．建築用地は対象外であるため、補助金申請前に建築用地の契約や取得を行って問題ありません。なお、建物等の補助対象経費については、交付決定を受けた日付以降に発生かつ契約（発注）を行った費用が対象となり、土地造成費用が建物費に含まれる場合などにはご注意ください。

Q44.　建物を建設する場合、設計者と施工業者が同一の「設計施工」による見積りは可能でしょうか。

Ａ44．設計施工でも可能です。ただし、見積取得の際には、原則２社以上の同一条件による相見積が必要となりますのでご注意ください。

Q45.　補助金申請の段階で、設計施工の見積書は必要でしょうか。

Ａ45．申請書の記載事項に見積書の情報を盛り込んで頂くことが必要となります（応募の際に見積書自体を提出いただく必要はありません）。なお、採択後交付申請に当たっては、見積書の提出が必要となりますが、仕様等に特段の変更がなく、交付申請時点において見積書の期限が有効である場合には、改めて見積を発行していただく必要はありません。

(機械設備等)

Q46.　建物・機械装置に対する、改良・修繕、据付け等に要する経費は対象でしょうか。

Ａ46．専ら補助事業のために使用される機械装置、一体で行う、改良・修繕、据付け等に要する経費は機械装置として対象となります。また、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」については、建物費となります。

Q47.　既存所有の機械装置に対する耐久性や性能を向上されるための改良費は対象でしょうか。

Ａ47．既存所有の機械装置に関する改良・修繕・据付け・運搬等の経費は対象外となりますのでご注意ください。なお、補助事業のために使用される機械装置の購入等と一体で行う改良・修繕・据付け・運搬等は対象となります。

Q48.　建物を借地に建てる場合は対象でしょうか。

Ａ48．借地の上に補助対象となる建物を建設することは可能です。ただし、借地契約等の理由により事業継続が困難となり、仮に建物を取り壊す等の必要が生じた場合には、「取得財産の処分制限」に該当し、残存年数相当分の補助金の国庫納付が必要となります。なお、一般的に建物にかかる処分制限期間は長期にわたります(最長50年間)。そのため、当該借地の上で十分な事業期間等が確保されることを確認できる書類の提出が必要となります。

Q49.　機械設備等で海外メーカーから購入することは可能でしょうか。また、海外メーカー宛に直接支払う代金も対象でしょうか。

Ａ49．海外メーカーから購入することも可能です。なお、見積書、請求書等が全て外貨建てである場合、申請時又は実績報告書の経費明細表に金額を記載する場合は円貨建てでご記載ください。使用する交換レートは、申請時は申請時の前1か月以内の特定日、実績報告書提出日は支払日として、公表仲値（電信仲値相場=TTM）を用いてください。

Q50.　車両は補助対象外となっていますが、例えば宿泊業におけるトレーラーハウスや、建設業におけるクレーンは補助対象でしょうか。

Ａ50．トレーラーハウス等については基礎で固定され随時かつ任意に移動できないなど建物費としての要件を具備する場合、クレーン等については耐用年数等を踏まえて機械設備費としての要件を具備する場合には補助対象となります。法人税法上の取扱いをご参考にしてください。

(ソフトウェア等)

Q51.　システム・ソフトウェアの導入のみは対象でしょうか。

Ａ51．システム・ソフトウェアだけの導入であっても投資額1億円(税抜き)等の補助要件を満たしていれば、対象となります。

Q52.　ソフトウェアを自社開発する場合は対象でしょうか。

Ａ52．ソフトウェアを自社開発する場合は人件費として対象外となります。他方、補助事業のために使用される専用ソフトウェア、情報システム等の構築等に係る経費は補助対象となります。

Q53.　ソフトウェアのサブスクリプションは補助対象になりますか。5年契約で、5年一括で総額1億円以上となった場合も対象でしょうか。

Ａ53．ソフトウェアのサブスクリプションも対象となります。なお、補助事業期間（交付決定日から24か月以内）において、補助対象経費のうち投資額が1億円以上（税抜き）である必要があります。例えば、5年契約の場合は、補助事業期間で按分していただいた投資額が対象経費となります。

Q54.　補助事業で建設した建物を賃貸することは可能でしょうか。

Ａ54．特定の第３者に長期間貸与させるような事業は対象外となります。ただし、親会社が子会社に賃貸した工場等で生産委託を行う場合などは親会社および子会社が共同申請者として実施が可能となります。

Q55.　販売を目的とした原材料や商品の仕入れやレジ袋などの消耗品は補助対象となりますか。

Ａ55．販売を目的とした原材料、製品、商品の仕入れや、汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外となります。

(リース等)

Q56.　オペレーティングリースは対象でしょうか。

Ａ56．オペレーティングリースについては、補助事業期間中に要する経費に対して補助金を交付することが可能です。なお契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分が対象となります。（次頁参照）

Q57.　ファイナンスリースは対象でしょうか。

Ａ57．ファイナンスリースについては、以下の条件を満たす場合、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。　（次頁参照）

①設置事業者とリース会社が共同申請を行うこと

✓固定資産の取得は、リース会社が行い、リース会社に対して補助金が支払われます。よって、補助事業としてリース物件を取得する場合はリース会社と共同申請をすることが必要です。なお、リース会社は100億宣言の必要はありません。

✓その際、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず 12 か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。

②リース契約期間が、導入設備の減価償却期間以上であること

✓補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されます。ただし減価償却期間が過ぎた場合はこの限りではありません。

③リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できること

✓補助事業により取得する資産をリースする場合、リース会社と補助事業者のリース契約において、補助金相当分を減額いただく必要があります。

④セール＆リースバック取引や転リース取引に該当しないこと

Q58.　ファイナンスリースにおいて、所有権移転リース、所有権移転外リースはそれぞれ対象でしょうか。

Ａ58．所有権移転、所有権移転外にかかわらず、上記（Ｑ57）の条件を満たす場合、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。（次頁参照）

Q59.　割賦契約はリースに含まれすか。

Ａ59．割賦契約はリースに含まれません。

Q60.　リース契約の取扱いについて

A60．ファイナンスリース・オペレーティングリースともに、記載の補助対象要件を満たす場合は補助対象経費となり得ます。

リース区分		補助対象要件
ファイナンスリース[*1]	**所有権移転リース** (1)リース物件の所有権が借手に移転するリース取引 (2)価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が借手に与えられ、その行使が確実に予想されるリース取引 (3)借手の用途に合わせて特別の仕様により製作または建設され、貸手が第三者に再びリースまたは売却することが困難なリース取引	以下条件を満たす場合、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です（公募要領P.9） • 設置事業者とリース会社が共同申請を行うこと 固定資産の取得は、リース会社が行い、リース会社に対して補助金が支払われます。よって、補助事業としてリース物件を取得する場合はリース会社と共同申請をすることが必要です。なお、リース会社は100億宣言の必要はありません。 リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず 12 か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。
	所有権移転外リース 上記所有権移転リースの(1)~(3)のいずれも該当しないリース取引	• リース契約期間が、導入設備の減価償却期間以上であること 補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されます。ただし減価償却期間が過ぎた場合はこの限りではありません。 • リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できること 補助事業により取得する資産をリースする場合、リース会社と補助事業者のリース契約において、補助金相当分を減額いただく必要があります。 • セール＆リースバック取引や転リース取引に該当しないこと
オペレーティングリース 上記ファイナンスリース取引以外のリース取引		• 事業者を対象に、補助事業期間中に要する経費に対して補助金を交付することが可能です（公募要領P.10） なお契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分が対象となります。

*割賦販売についてはリース会社との共同申請の対象外です。
*1 途中解約不能かつ、フルペイアウトのリース取引が該当します。

(共同申請)

Q.61　一つの会社が、複数の拠点（工場、店舗等）で事業を展開している場合、個社として申請可能でしょうか。共同申請が必要でしょうか。

Ａ61．単一の法人が、例えば複数の地域に生産拠点や販売拠点、支店等を有している場合も、一つの事業計画となる場合には対象となります。なお、法人格が異なる場合には、共同申請が必要となります。

Q62.　100億宣言を実施した複数社（2社,3社,4社…）でコンソーシアムを形成する場合であっても、売上高の合計額は100億円未満となりますか。

Ａ62．100億宣言を実施する異なる企業間でコンソーシアムを形成する場合は、その売上高の合計額は100億円を超えていても問題ありません。

Q63.　グループ企業の傘下にある売上高10億未満の会社をコンソーシアムに含めることはできますか。また、同社（グループ傘下にある売上高10億未満の会社）において補助事業することはできますか。

Ａ63．グループで100億宣言をされている場合、グループ傘下の売上高10億円未満の会社をコンソーシアムに含めて頂くことは可能です。当該売上高10億未満の会社の投資を補助することも可能ですが、参加企業の中で投資額５千万円以上の中小企業者を少なくとも１者以上含むことが必要です。

Q64.　グループ全体で売上100億円を超える場合、売上100億円を超えない範囲でコンソーシアムを形成して、補助金を申請できますか。

Ａ64．企業グループ全体として売上高が既に100億円を超えている場合は対象外となります。

Q65.　共同申請を行う場合の「資本関係にある企業グループ」の範囲を教えてください。

A65.　企業グループの範囲は、会社法で規定する子会社及び当該子会社の子会社（孫会社）となります。

※100億宣言を申請する際、企業グループの範囲が上記のとおり、設定されていることについての宣誓書を提出して頂きます。なお、補助金を申請する場合には、個々の支配関係について確認させて頂く場合がありますので、必要に応じて顧問税理士等にご相談頂くことをお勧めします。

Q66.　この事業のために特定目的会社（SPC）を設置など、売上がまだ立っていない法人が事業を行う場合に、親会社との共同申請は可能でしょうか。

A66.　企業グループとして100億宣言を実施頂き、共同申請を行う場合には、売上高がまだない新設法人に補助を行うことも可能となります。

Q62.100億宣言を実施した複数社でコンソーシアムを形成する場合（売上高合計が100億円を超える場合）

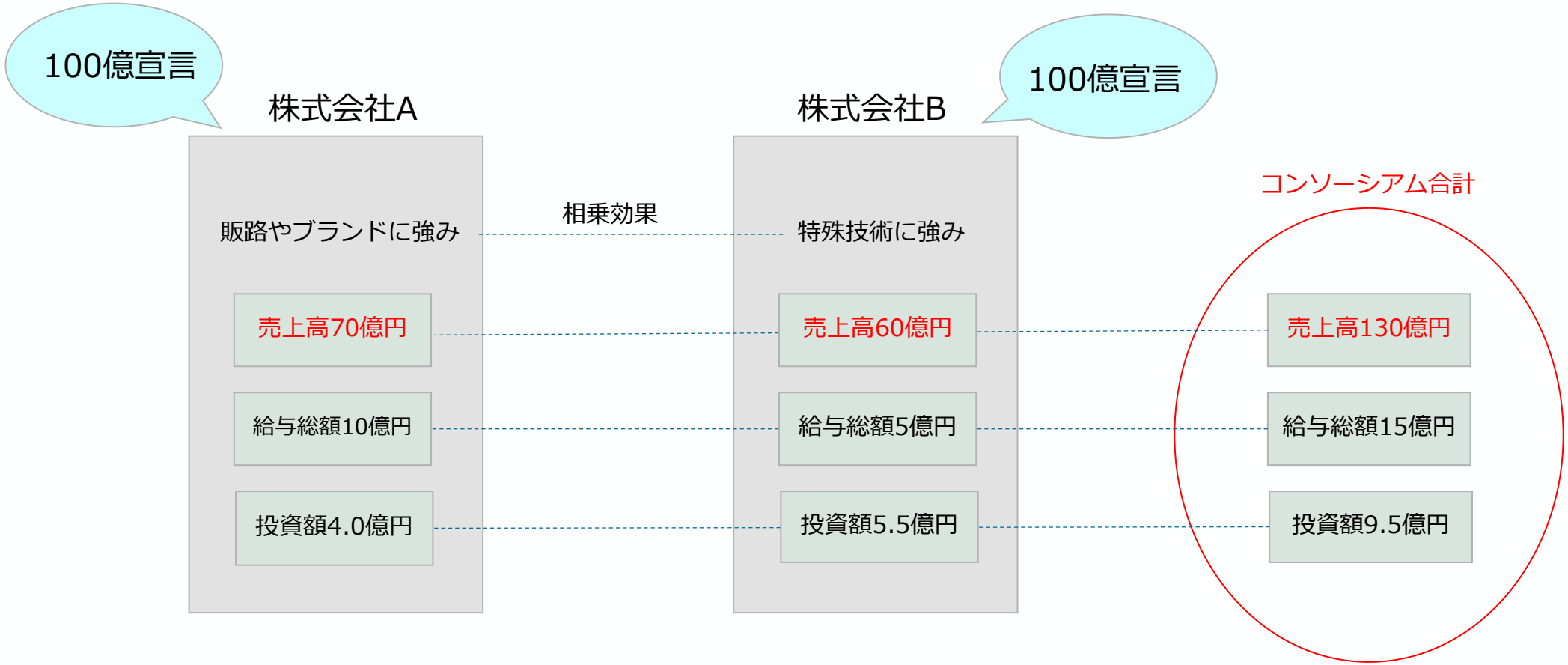

・100億宣言を実施する異なる企業間でコンソーシアムを形成する場合は、その売上高の合計額は100億円を超えていても問題ありません。

Q63：企業グループに売上高10億未満の会社が含まれる場合の取扱い

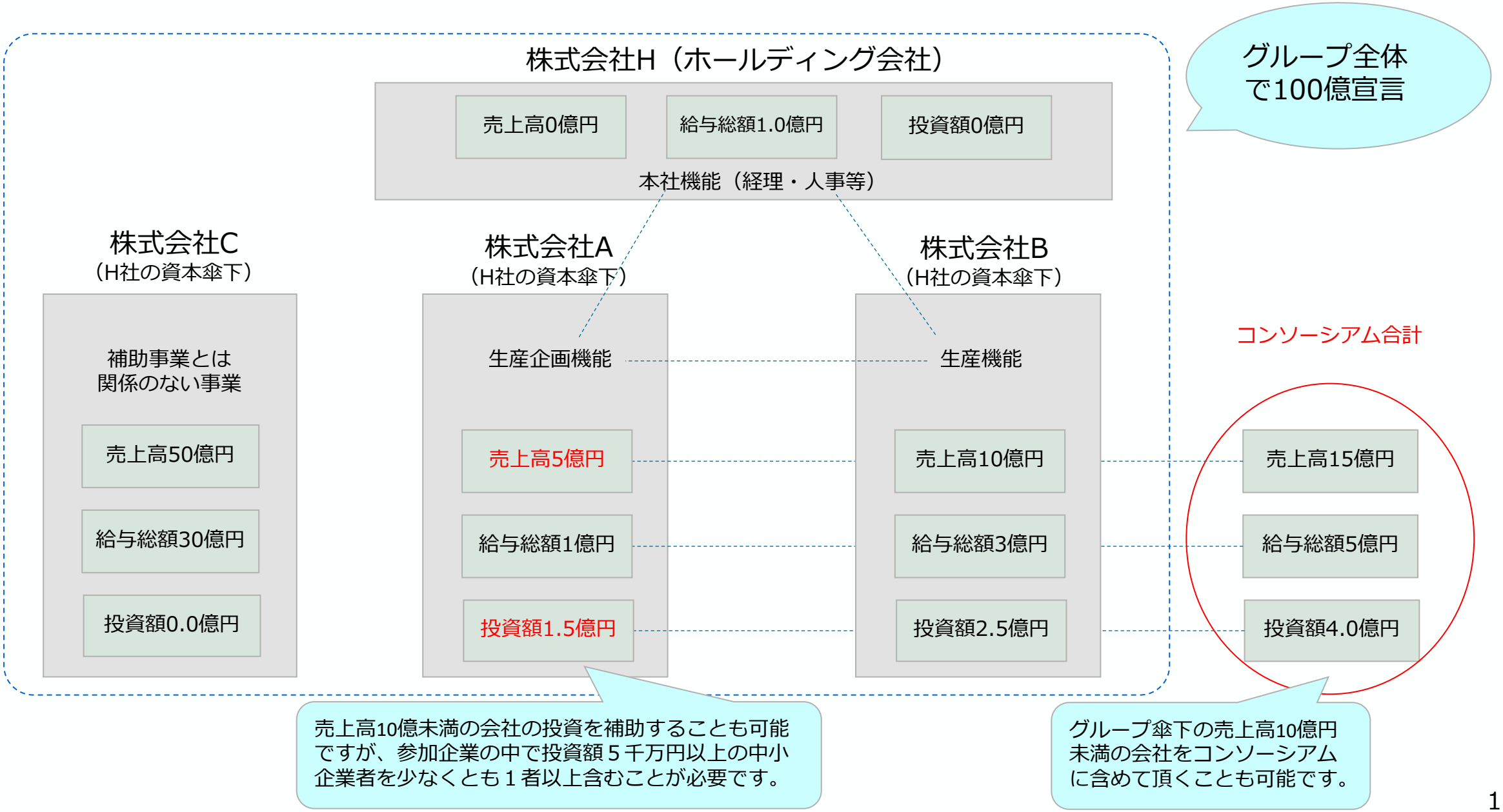

改訂履歴

改訂日	Ver	頁	改定内容
2025/3/14	-	-	• 【概要資料】内に初版掲載
2025/3/24	1.1	3頁	• 【Q10,Q11】補助対象事業者となる売上高要件を詳細化
2025/4/11	1.2	-	• 【概要資料】から別資料として掲載
2025/4/18	1.3	1頁	• 公募要領を掲載するリンク先を変更
2025/4/25	1.4	3頁	• 【Q10,Q11】補助対象事業者となる売上高要件を変更
		9頁～18頁	• Q24～Q66を新規追加

※ 誤字・脱字など、申請に直接影響しないと判断した修正については掲載いたしません。